

垂井町スポーツ大会出場経費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全国的規模のスポーツ大会に出場する個人又は団体に対し、出場に要する経費について予算の範囲内で助成金を交付することに関し、垂井町補助金等交付規則（平成8年垂井町規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる大会)

第2条 助成の対象となる大会は、次の各号に掲げる大会とする。

(1) 日本スポーツ協会に加盟している中央競技団体（以下「日本スポーツ協会加盟団体」という。）が主催又は後援する全国大会。ただし、国民体育大会、全国高等学校総合体育大会及び全国中学校体育大会を除く。

(2) その他町長が必要と認めるスポーツ大会

(経費の助成)

第3条 前条に掲げる大会に出場する個人又は団体に対し、その出場に要する経費の一部を助成する。ただし、同一年度における申請回数は、1人につき1回までとする。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者は、町内に住所を有する者であって、第2条に規定する大会に出場する選手、その選手を引率する監督及びコーチとする。

2 前項に規定する者のうち、町税等に未納があるものは交付対象としない。

(助成対象経費)

第5条 助成金の対象となる経費は、次のとおりとする。ただし、対象となる出場者及び日数は、大会要綱等に定める正規の大会出場者及び大会出場に要する最低限の日数とする。

(1) 開催地までの往復交通費

ア 交通費については、垂井町職員の旅費に関する条例（昭和29年垂井町条例第41号。以下「条例」という。）及び垂井町職員旅費支給規則（昭和30年垂井町規則第3号）に基づき算出する。

イ 貸切バス等を使用する場合は、バス等借上料とアにより算出した額と比較して、いずれか少ない方の額とする。

ウ 自家用車を使用する場合は、高速・有料道路の使用料も対象とし、アにより算出した額と比較して、いずれか少ない方の額とする。

エ 航空機を使用する場合は、エコノミー席料金を対象とする。

(2) 宿泊費（条例に定める一般職の職員の支給額を上限とし、複数人使用室については、一人当たりの換算額を算定基礎とする。）

(3) 大会参加料

(4) その他町長が必要と認める経費（ただし、食事代、大会出場に際するユニフォーム、備品及び消耗品等については、支給の対象としない。）

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、前条の助成対象経費に次の各号に定める割合を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、一人当たりの上限額は5万円とする。

- (1) 日本スポーツ協会加盟団体が主催する大会 10分の5
- (2) 日本スポーツ協会加盟団体が後援する大会 10分の4

2 当該助成金以外の助成金等の交付を受ける場合には、経費からその助成金等を控除するものとする。

（交付の申請）

第7条 助成を受けようとする者は、垂井町スポーツ大会出場経費助成金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、スポーツ大会開催日の2週間前までに、町長に提出しなければならない。

- (1) スポーツ大会の開催要項（出場日程が分かるもの）
- (2) 出場する者の名簿
- (3) 出場に係る収支予算書
- (4) 振込口座報告書
- (5) 県予選会成績・結果表
- (6) その他町長が必要と認める書類

（交付の決定通知）

第8条 町長は、規則第5条の規定により助成金の交付を決定したときは、垂井町スポーツ大会出場経費助成金交付決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 前条の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、大会出場後速やかに規則第12条の規定に基づく垂井町スポーツ大会出場経費助成金実績報告書（別記様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) スポーツ大会成績結果表
- (2) 出場記録写真（大会への参加が分かるもの）
- (3) 出場に係る収支決算書
- (4) 助成対象経費の領収証・証拠書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第10条 町長は、前条の報告書の提出があった場合は、規則第13条の規定により、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、垂井町スポーツ大会出場経費助成金交付額確定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

（助成金の請求）

第11条 町長は、交付決定者から垂井町スポーツ大会出場経費助成金請求書（別記様式第5号）の提出があったときは、規則第15条の規定により速やかに助成金を交付するものとする。

（交付の取消し）

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) スポーツ大会が中止された場合又は当該交付決定に係る出場選手がスポーツ大会の出場を中止した場合
- (2) 助成金を他の用途に使用した場合
- (3) 助成金の交付に関して、不適切な行為があった場合
- (4) この要綱の規定に違反した場合
(助成金の返還)

第13条 町長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合には、その者に対し、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別記

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

垂井町長

様

住所

氏名

（電話

印

）

垂井町スポーツ大会出場経費助成金交付申請書

垂井町スポーツ大会出場経費助成金の交付を受けたいので、垂井町スポーツ大会出場経費助成金交付要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて下記と
おり申請します。

記

1 大会名称

2 開催期間・期日 年 月 日から 年 月 日まで

3 開催会場

4 交付申請額 金 円

5 添付書類 (1) スポーツ大会の開催要項（出場日程の分かるもの）
(2) 出場する者の名簿
(3) 出場に係る収支予算書
(4) 振込口座報告書
(5) 県予選会成績・結果表
(6) その他町長が必要と認める書類

様

垂井町長



垂井町スポーツ大会出場経費助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった垂井町スポーツ大会出場経費助成金について、垂井町補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、垂井町スポーツ大会出場経費助成金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

助成金の額 金 円

年 月 日

垂井町長

様

住所

氏名



垂井町スポーツ大会出場経費助成金実績報告書

年 月 日付け垂井町指令第 号で助成金の交付決定のあった垂井町スポーツ大会出場経費助成金について、下記のとおり完了しましたので報告します。

記

- | | | | |
|---|-------|--|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 添付書類 | (1) スポーツ大会成績結果表
(2) 出場記録写真（大会への参加が分かるもの）
(3) 出場に係る収支決算書
(4) 助成対象経費の領収証・証拠書類
(5) その他町長が必要と認める書類 | |

垂井町指令第 号
年 月 日

様

垂井町長



垂井町スポーツ大会出場経費助成金交付額確定通知書

年 月 日付け垂井町指令第 号で交付決定した垂井町スポーツ大会出場経費助成金については、下記のとおり交付額が確定したので、垂井町補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

記

交付確定額 金 円

年 月 日

垂井町長 様

住所
氏名 ①

垂井町スポーツ大会出場経費助成金請求書

年 月 日付け垂井町指令第 号で交付決定のあった垂井町スポーツ大会出場経費助成金について、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

請求金額 金 円